# 水質汚濁防止法施行規則新規追加部分(構造等に関する基準、点検の方法等に関する部分)

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりと する。

(施設本体の床面及び周囲の構造等)

- 第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体(第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。)が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあつては、この限りでない。
  - 一 次のいずれにも適合すること。
    - イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を 含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施 されていること。
    - ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する 装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること。
  - 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

### (配管等の構造等)

- 第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。)は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透(以下「漏えい等」という。)を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする
  - 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。
    - イ 次のいずれにも適合すること。
      - (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
      - (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
      - (3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
    - ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されて いること。
  - 二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。
    - イ次のいずれにも適合すること。
      - (1) トレンチの中に設置されていること。
      - (2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
    - ロ 次のいずれにも適合すること。
      - (1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
      - (2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
      - (3)配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。
    - ハーイ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## (排水溝等の構造等)

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水

ポンプ等の排水設備(有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。)は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 次のいずれにも適合すること。
  - イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。
  - ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
  - ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び 不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
- 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

### (地下貯蔵施設の構造等)

- 第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの(以下「地下貯蔵施設」という。) は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。
  - 一 次のいずれにも適合すること。
    - イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏え い等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。
    - ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下 貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限り でない。
    - ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
  - 二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

### (使用の方法)

- 第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれに も適合することとする。
  - 一 次のいずれにも適合すること。
    - イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害 物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
    - ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
    - ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、 当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよ う適切に処理すること。
  - 二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

## (点検事項及び回数)

第九条の二の二 法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号へ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

# 別表第一(第九条の二の二関係)

有害物質使用特定 点検を行う事項 点検の回数 施設若しくは有害

の構造又は当該施設の設備		
<ul><li>一施設本体が設置される床面及び周囲(第八条の三ただし書に規定する場合を除く。)</li></ul>	床面のひび割れ、被覆の損傷その他 の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の 有無	一年に一回以上
二 施設本体が設 置される床面及 び周囲(第八条 の三ただし書に 規定する場合に 限る。)	床の下への有害物質を含む水の漏え いの有無	一月に一回以上
三 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷そ の他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の 漏えいの有無	一年に一回以上
四 配管等(地上 に設置されてい る場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の 有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏 えいの有無	一年に一回以上
に設置され、か	配管等の亀裂、損傷その他の異常の 有無	一年に一回以上
つ、トレンチの 中に設置されて いる場合に限	配管等からの有害物質を含む水の漏 えいの有無	一年に一回以上
る。)	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
六 配管等(地下 に設置され、か つ、トレンチの 中に設置されて いる場合を除 く。)	配管等の内部の気体の圧力若しくは 水の水位の変動の確認又はこれと同 等以上の方法による配管等からの有 害物質を含む水の漏えい等の有無	一年(危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配

置することその他の有害物質を含む水 の漏えい等を確認できる措置が講じら れ、かつ、有害物質を含む水の漏えい 等の点検を一月(有害物質の濃度の測 定により漏えい等の有無の点検を行う 場合にあつては、三月)に一回以上行 う場合にあつては、三年)に一回以上。 ただし、配管等の内部の気体の圧力又 は水の水位の変動の確認以外の方法に よる配管等からの有害物質を含む水の 漏えい等の有無の点検を行う場合にあ つては、当該方法に応じ、適切な回数 で行うこととする。 七 排水溝等 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷そ 一年(排水溝等からの有害物質を含む の他の異常の有無 水の地下への浸透を検知するための装 置若しくは排水溝等における有害物質 を含む水の流量の変動を計測するため の装置を適切に配置することその他の 有害物質を含む水の地下への浸透を確 認できる措置が講じられ、かつ、有害 物質を含む水の地下への浸透の点検を 一月(有害物質の濃度の測定により地 下への浸透の有無の点検を行う場合に あつては、三月) に一回以上行う場合 にあつては、三年) に一回以上 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若 一年(危険物の規制に関する政令(昭 地下貯蔵施設 しくは水の水位の変動の確認又はこ 和三十四年政令第三百六号)第十三条 れと同等以上の方法による地下貯蔵 第一項に規定する地下貯蔵タンク又は 施設からの有害物質を含む水の漏え 同条第二項に規定する二重殻タンクで い等の有無 あつて消防法第十一条第五項に規定す る完成検査を受けた日から十五年を経 過していないものである場合又は地下 貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏 えい等を検知するための装置若しくは 地下貯蔵施設における有害物質を含む 水の流量の変動を計測するための装置 を適切に配置することその他の有害物 質を含む水の漏えい等を確認できる措 置が講じられ、かつ、有害物質を含む 水の漏えい等の点検を一月(有害物質 の濃度の測定により漏えい等の有無の 点検を行う場合にあつては、三月)に 一回以上行う場合にあつては、三年) に一回以上とする。ただし、地下貯蔵 施設の内部の気体の圧力又は水の水位 の変動の確認以外の方法による地下貯 蔵施設からの有害物質を含む水の漏え い等の有無の点検を行う場合にあつて

は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- 2 法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要 領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無につい て、一年に一回以上点検を行うものとする。
- 3 法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等(以下「異常等」という。)が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (点検結果の記録及び保存)

- 第九条の二の三 法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。
  - 一 点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
  - 二 点検年月日
  - 三 点検の方法及び結果
  - 四 点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
  - 五 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容
- 2 前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。
- 3 法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努める ものとする。
  - 一 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
  - 二 異常等を確認した年月日
  - 三 異常等の内容
  - 四 異常等を確認した者の氏名
  - 五 補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

### (経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現に設置されている有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(設置の工事がされているものを含む。)のうちこの省令による改正後の水質汚濁防止法施行規則(以下「新規則」という。)第八条の二から第八条の七までに規定する基準に適合しない部分がある場合には、当該施設のうち基準に適合しない部分については、新規則第八条の二から第八条の七までの規定は、附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項に定める基準に適合する場合を除き、平成二十七年五月三十一日までは適用しない。
- 第三条 施設本体(この省令の施行の際現に存するものに限る。)が設置されている床面及び周囲の うち新規則第八条の三に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該 床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
  - 一次のいずれにも適合すること。
    - イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
    - ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。
  - 二 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イの基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三に規定する基準に適合すること。
- 2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)による改正後の水質汚濁防止法(以下「新法」という。)第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の一の項から三の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定 施設若しくは有害 物質貯蔵指定施設 の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設 置される床面及 び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他 の異常の有無	一年に一回以上
O 7HJ ZH	防液堤等のひび割れその他の異常の 有無	一年に一回以上
二 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷そ の他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の 漏えい等の有無	一月に一回以上。ただし、目視又は漏 えい等を検知するための装置の適切な 配置以外の方法による施設本体からの 有害物質を含む水の漏えい等の有無の 点検を行う場合にあつては、当該方法

- 第四条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の四に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
  - 一 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。
  - 二 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれか に適合すること。
    - イトレンチの中に設置されていること。
    - ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
    - ハーイ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の四の項から六の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第二号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定 施設若しくは有害 物質貯蔵指定施設 の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 配管等(地上 に設置されてい	配管等の亀裂、損傷その他の異常の 有無	六月に一回以上
る場合に限る。)	配管等からの有害物質を含む水の漏 えいの有無	六月に一回以上
二 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の 有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏 えいの有無	六月に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
三 配管等(地下 に設置され、か つ、トレンチの 中に設置されて いる場合を除 く。)	配管等からの有害物質を含む水の漏 えい等の有無	一月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上

- 第五条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第八条の五に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
  - 一 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における 有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を 含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。
  - 二 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の七の項の規定 にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造 又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる 回数で行うものとする。ただし、前項第二号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事 項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定 施設若しくは有害 物質貯蔵指定施設 の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷そ の他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の 地下への浸透の有無	一月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあつては、三月)に一回以上

- 第六条 地下貯蔵施設 (この省令の施行の際現に存するものに限る。) のうち新規則第八条の六に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。
  - 一 次のいずれにも適合すること。
    - イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。
    - ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設に おける有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有 害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。
  - 二 次のいずれにも適合すること。
    - イ 新規則第八条の六第一号ハに適合すること。
    - ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。
  - 三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 2 前項の場合において、新法第十四条第五項の規定による点検は、新規則別表第一の八の項の規定 にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造 又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる 回数で行うものとする。ただし、前項第三号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事 項及び回数で行うものとする。

有害物質使用特定	点検を行う事項	点検の回数
施設若しくは有害		
物質貯蔵指定施設		

の構造又は当該施 設の設備		
一 地下貯蔵施設 (二の項に掲げ るものを除く。)	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月(有害物質の濃度の測定により漏 えい等の有無の点検を行う場合にあつ ては、三月)に一回以上
二 地下貯蔵施設 (前年するもの (前の (前の (前の (前の (前の (前の (前の (第一の (第一の (第一の (第一の (第一の (第一の (第一の (第一	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若 しくは水の水位の変動の確認又はこ れと同等以上の方法による地下貯蔵 施設からの有害物質を含む水の漏え い等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- 第七条 附則第三条から第六条までの規定は、この省令の施行の日以降に新法第六条第一項の規定に よる届出がされた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について準用する。
- 第八条 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の三から第八条の六までの基準並びに附則第 三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の基準に適合しないものに係る新法第 十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備の点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則別表 第一の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定 施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

有害物質使用特定 施設若しくは有害 物質貯蔵指定施設 の構造又は当該施 設の設備	点検を行う事項	点検の回数
一 施設本体が設 置される床面及 び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他 の異常の有無	一月に一回以上
二配管等(地上に設置されてい	配管等の亀裂、損傷その他の異常の 有無	六月に一回以上
る場合に限る。)	配管等からの有害物質を含む水の漏 えいの有無	六月に一回以上
三 配管等(地下 に設置され、か	配管等の内部の気体の圧力若しくは 水の水位の変動の確認又はこれと同	一年に一回以上。ただし、配管等の内 部の気体の圧力又は水の水位の変動の

中	、トレンチの に設置されて る場合を除 。)	等以上の方法による配管等からの有 害物質を含む水の漏えい等の有無	確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じた適切な回数で行うこととする。
四	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷そ の他の異常の有無	一月に一回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
		排水溝等の内部の水の水位の変動の 確認又はこれと同等以上の方法によ る排水溝等からの有害物質を含む水 の地下への浸透の有無	一年に一回以上。ただし、排水溝等の 内部の水の水位の変動の確認以外の方 法による排水溝等からの有害物質を含 む水の地下への浸透の有無の点検を行 う場合にあつては、当該方法に応じ、 適切な回数で行うこととする。
五.	地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若 しくは水の水位の変動の確認又はこ れと同等以上の方法による地下貯蔵 施設からの有害物質を含む水の漏え い等の有無	一年に一回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。

- 2 附則第二条に規定する施設のうち新規則第八条の七第二号に定める管理要領が定められていないものに係る新法第十四条第五項の規定による使用の方法に係る点検については、この省令の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間は、新規則第九条の二の二第二項中「第八条の七第一項第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれ」とあるのは「有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業」とする。
- 第九条 水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、新規則様式第 一の例による届出書を提出して行うものとする。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。